

奈良県自然環境保全審議会の会議の傍聴要領

平成20年2月18日
奈良県自然環境保全審議会

奈良県自然環境保全審議会（以下「審議会」という。）の会議の傍聴については、以下のとおりとする。

1. 傍聴する場合の手続

- (1) 傍聴を希望される方は、会議の開始予定時刻の30分前から会議の開始予定時刻の10分前までに、会場受付で所定の傍聴願受付簿に記入を行い、事務局係員の指示に従って入室してください。
- (2) 傍聴の定員は、原則10名とします。ただし、会場の規模等を考慮し、定員を増減することがあります。また、傍聴希望者が定員を超える場合は、抽選により決定します。

2. 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たって、次の事項を守ってください。

- (1) 傍聴者は傍聴席に着席すること。なお、会議中に退出される場合は事務局係員に申し出ること。
- (2) 会議開催中は静かに傍聴すること。
- (3) 旗、のぼり、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- (4) 会議における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (5) 会場において、飲食又は喫煙等をしないこと。
- (6) 会場内において会議の写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
ただし、報道機関が行うテレビ撮影及び写真撮影は、会議の冒頭（審議が始まる）までとします。
- (7) 傍聴が可能な案件の会議が終了した場合、又は審議会会長及び事務局係員が指示した場合は速やかに退場すること。
- (8) 会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。
- (9) その他審議会会長及び事務局係員の指示に従うこと。

3. 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は会議の傍聴に当たって、事務局係員の指示に従ってください。
- (2) 「2. 会議を傍聴するに当たって守るべき事項」に違反した場合、注意を促します。注意に従わないときは、会場から退場していただくことがあります。

4. その他

- (1) 会議資料については、傍聴席にて閲覧していただくことができます。なお、会議資料の提供を希望される場合は、事務局係員に申し出てください。複写等により対応させていただきます。